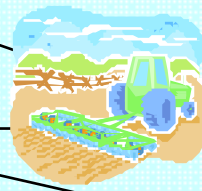


《水田等有効活用促進交付金における低コスト生産の技術》

低コスト化や高品質化に向け、水田では3ポイント以上、畑では4ポイント以上の技術に取り組んでください。

	水田	畑
新規需要米	(2ポイント技術) ・輪作体系の導入 ・団地化 ・土地利用集積 ・疎植栽培 など	
	(1ポイント技術) ・多収性品種の導入 ・温湯種子消毒 など	
麦	(2ポイント技術) ・輪作体系の導入 ・団地化 ・土地利用集積 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など	(2ポイント技術) ・輪作体系の導入 ・団地化 ・土地利用集積 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など
	(1ポイント技術) ・弾丸暗渠 ・明渠 ・赤かび病防除 など	(1ポイント技術) ・心土破砕 ・明渠 ・赤かび病防除 など
大豆	(2ポイント技術) ・輪作体系導入 ・団地化 ・土地利用集積 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など	(2ポイント技術) ・輪作体系導入 ・団地化 ・土地利用集積 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など
	(1ポイント技術) ・弾丸暗渠 ・明渠 など	(1ポイント技術) ・心土破砕 ・明渠 など
飼料作物	(2ポイント技術) ・輪作体系の導入 ・団地化 ・土地利用集積 など	(2ポイント技術) ・輪作体系の導入 ・団地化 ・土地利用集積 など
	(1ポイント技術) ・弾丸暗渠 ・明渠 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など	(1ポイント技術) ・心土破砕 ・明渠 ・高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等） など

(注) ・上記の他、地域特認技術を県協議会で定めることができます。
 ・米粉用米・飼料用米への加算(5千円/10a)、大豆への加算(3千円/俵)については、それぞれ1ポイント加えます。
 ・飼料作物のうちWCS用稲については、新規需要米の技術に準じます。
 ・水田裏作・畑作については、4ポイント以上の技術に取り組んでください。

【平成21年1月現在】

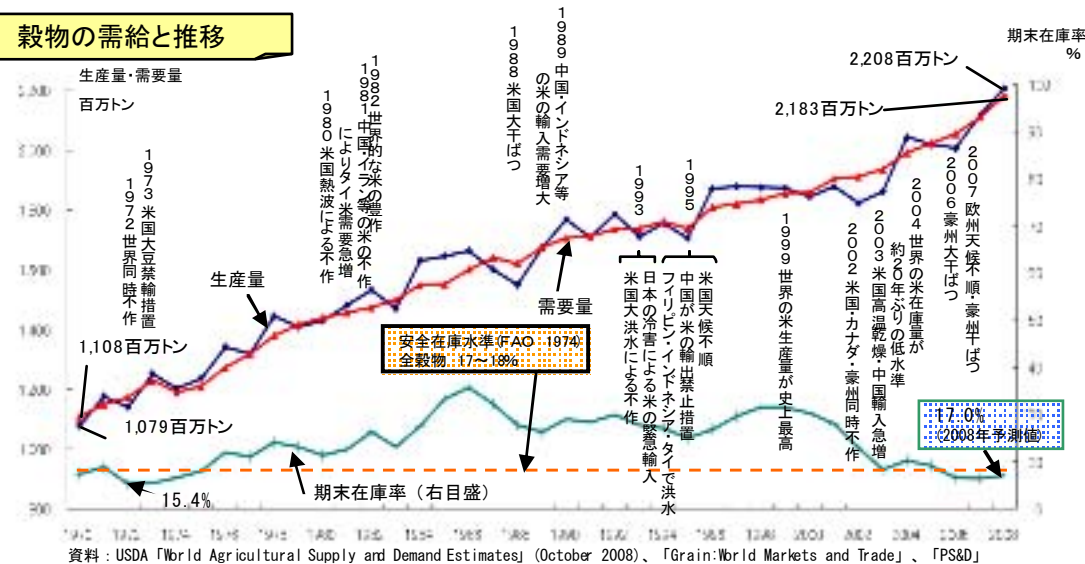
水田等における自給率向上に向けた生産拡大を後押しします！

- 国際的な穀物需給のひっ迫
- 調整水田等の不作付地の解消
- 国産穀物の安定供給へのニーズ

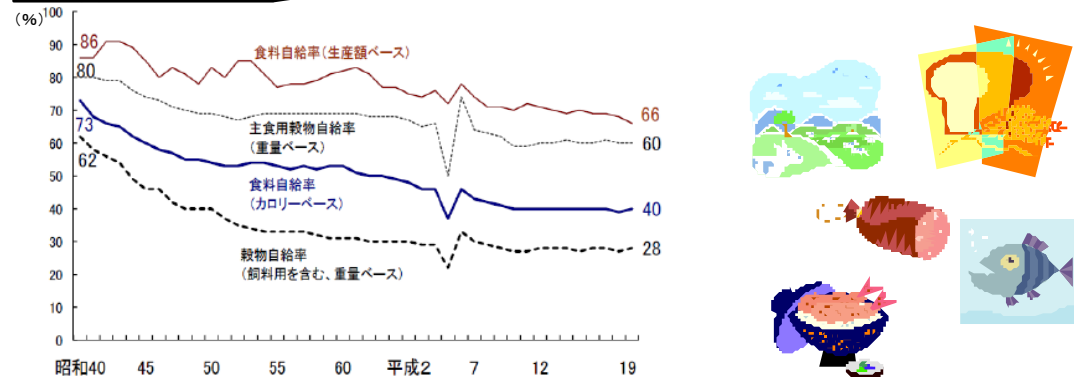
大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付拡大への取組を支援します。

- 国際的な穀物需給のひっ迫、国産穀物の安定供給ニーズ等に的確に対応し、食料自給率・自給率の向上を図る必要があります。
- このため、水稻の生産調整拡大部分、調整水田等不作付地、冬場の水田等を最大限活用した大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の需要に見合った生産拡大の取組を支援します。

穀物の需給と推移



食料自給率の推移



水田等有効活用促進交付金

<ポイント>

- 食料自給力・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押しします。
- 水稻の生産調整拡大へ円滑に対応可能です。
- 米粉・飼料用米の水稻による生産調整を支援します。



※ 転作の拡大、調整水田等不作付地の解消により麦、大豆、飼料作物、米粉・飼料用米を作付拡大した場合、新たに助成金を交付します。

【対象作物】

大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米



(単位:千円/10a)

助成対象作物	水田等有効活用促進交付金		水田経営所得安定対策成績払	助成金合計
	面積払	水田経営所得安定対策固定払相当額助成		
大豆	35	20	7	62
小麦	35	27	13	75
飼料作物	35 (+13)	—	—	48
米粉用米	55	—	—	55
飼料用米	55 (+13)	—	—	68

- (注) ・麦については、平成22年産から対象(別途20年度補正予算において21年産を対象にした対策を実施)。
 ・面積払の35千円/10a、55千円/10aは、地域協議会において配分総額の範囲内で単価調整可。
 ・水田経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は、水田・畑作経営所得安定対策の対象者。成績払の助成額は、平均単収で試算したもの。
 ・飼料作物及び飼料用米の13千円/10aは、耕畜連携水田活用対策事業の助成金(上限)であり、飼料用米については、稲わらを飼料用に利用する場合。
 ・米粉用米・飼料用米の単価のうち5千円/10aは、コスト削減等の取組に対する加算。
 ・飼料作物にはWCS用稲を含む。
 ・大豆については、単収向上に資する数量的要素を加味(単収3俵以上の場合、3千円/俵(60kg)を加算)。
 ・水田裏作麦の作付拡大は15千円/10a(助成期間3年)。畑不作付地への作付拡大の場合には面積払15千円/10a(助成期間:1年間)。



【助成に当たり取り組む内容】

- ・営農計画書を提出していること。
- ・生産調整実施者であること。
- ・20年産よりも対象作物の作付面積が拡大していること。
 [原則として、20年に作物が作付けられている田畑に対象作物を作付けても拡大とはなりません。なお、景観作物、緑肥作物等が作付けられている田畑での対象作物の作付けは助成対象となります。]
- ・実需者との播種前契約等による需要に応じた生産を実施していること。
 [大豆・麦 : 実需者と播種前に出荷契約を結ぶ。
 飼料作物 : 畜産農家と利用供給協定を結ぶ。自家消費の場合には自家消費計画を策定し、自家家畜に供給。
 米粉用米・飼料用米 : 実需者と販売契約を結ぶ。]
- ・低コスト生産を行うこと(4頁参照)。
- ・捨て作りを行わないこと。



産地確立交付金

<ポイント>

- 現在実施している既存産地への支援を継続します。
- 食料自給力・自給率向上の効果を高めるように見直します。



※ 現行の産地づくり交付金について、既存産地の創意工夫を活かした取組が引き続き実施できるよう地域協議会で単価を設定する仕組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるように見直します。

【助成内容】

- ・地域自らが作成する「地域水田農業ビジョン」に基づく地域の創意工夫ある取組を支援します。
- ・地域協議会に対して対策期間中(平成21年度~23年度)安定して交付される交付金の活用方法(取組内容、助成単価等)は、ガイドラインの範囲内で地域で決定します。



(参考) 地域水田農業ビジョン

地域の関係者が自由な発想で作成するものであり、地域の作物振興、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明らかにしている。



【改善内容】

次のことについて、国が別途定めるガイドラインにより指導します。

- ・地域協議会は、原則、調整水田等不作付地を助成対象から除外するよう見直すこと。
- ・県協議会は、県内の他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価を是正するよう指導すること。

【助成に当たり取り組む内容】

- ・営農計画書を提出していること。
- ・生産調整実施者であること。

なお、地域が定める生産性向上のための技術などの取組をお願いします。



問い合わせ先
 農林水産省生産局農業生産支援課
 土地利用推進班、生産性向上企画第1班
 電話 03-3502-8111(代)内線4792
 FAX 03-6744-2523

